○外務省告示第百四十二号

平成二十七年三月三日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、南スーダン共和国に対する制裁措置の決定等を内容とする決議第二千二百六号が全会一致で採択された。

平成二十七年四月二十七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

二千十五年三月三日に国際連合安全保障理事会がその第七千三百九十六回会合において採択した決議第二千二百六号（二千十五年）

安全保障理事会は、

南スーダン共和国に関する従前の決議及び声明、特に決議第二千五十七号（二千十二年）、決議第二千百九号（二千十三年）、二千百三十二号（二千十三年）、二千百五十五号（二千十四年）及び決議第二千百八十七号（二千十四年）を想起し、

国の政治及び軍事指導者間の内部的な政治的紛争から発生した二千十三年十二月以来の南スーダン共和国政府と敵対勢力との間の紛争に関して重大な警告と懸念を表明し、

この紛争が、重大な人命の損失及び二百万人の移動を含む甚大な人的損害、及び、財産の損失をもたらし、南スーダンの人々の貧困と不利益を更に深めていることを深く懸念し、

武装集団及び国家治安部隊を含む全ての当事者による対象を特定した市民の殺害、民族的に対象を特定した暴力、裁判によらない殺人、強姦、及びその他の形態の性的な及び性別に基づく暴力、武力紛争における児童の徴用及び利用、誘拐、強制失踪、恣意的な逮捕及び拘禁、市民の間に恐怖を広めることを目的とした暴力、学校、礼拝所及び病院、国連及び関連の平和維持のための人員及び物品に対する攻撃を含む過去及び現在も続いている人権侵害及び国際人道法違反、及び、そのような侵害と違反に対する煽動を強く非難し、市民社会、人道支援要員及び報道関係者に対する不当な妨げを行い標的とすることを更に非難し、国際人道法違反及び人権侵害に責任を有する者が責任を負うべきであること、及び、集団殺害、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪を含む残虐行為から人民を保護する主要な責任を南スーダン政府が有することを強調し、

大規模な人の移動及び人道危機の深刻化に対する深い懸念を表明し、紛争の全ての関係者が南スーダンの人々の苦しみに対して有している責任及び人々の基本的なニーズが満たされる必要性を強調し、国連の人道機関及びパートナーが緊急かつ協調された支援を人々に提供する努力を賞賛し、紛争の全ての当事者に対し国際法及び人道支援に関する国連の指導原則の関連規定に従って、支援要員、装備、及び物資の全ての必要な人々に対する完全、安全かつ妨げられないアクセス、及び、特に国内避難民と難民に対する、人道支援の時宜を得た提供を許可し促進するよう要請し、人道支援要員及び施設に対する全ての攻撃を非難し、人道支援要員に対する攻撃及び市民から生存に不可欠な物資を奪うことは国際人道法違反に当たり得ることを想起し、

国連及びアフリカ連合により支持されている、政治及び治安に関する対話を創設するとの政府間開発機構（ＩＧＡＤ）閣僚グループの取組を賞賛し、全ての当事者がこのプロセスに参加し二千十四年三月十三日のＩＧＡＤ首脳級会合で達成された決定を尊重することを期待し、

南スーダンにおける危機解決のためのＩＧＡＤの仲介による約束、すなわち、二千十四年一月二十三日の敵対行為停止合意、五月九日の南スーダンの危機解決のための合意、及び、二千十五年二月一日の国家統一暫定政府（ＴＧｏＮＵ）設立のための地域的合意を歓迎し、

懲罰的措置を通じたものを含め、これまでの約束を遵守できない又はＩＧＡＤ首脳級宣言に反する当事者に圧力をかけるために加盟国が更なる集団的行動をとるという二千十四年六月十日及び二千十四年八月二十五日のＩＧＡＤ首脳級宣言で示唆された決意を歓迎し、

ＩＧＡＤによる勧告に基づき、紛争解決の追求を損ない、約束を遵守できないいかなる当事者に対しても、直ちに対象を特定した制裁及びその他の措置を追求するための準備ができていることを特に改めて表明した、二千十四年六月十二日のアフリカ連合平和安全保障委員会（ＡＵ　ＰＳＣ）の宣言を歓迎し、

特に、ＩＧＡＤと調整し、約束を遵守できず、現在の危機の交渉による解決の追求を損ないかなる当事者に対しても必要な措置をとる決定を改めて表明した二千十四年九月十七日のＡＵ　ＰＳＣの宣言を更に歓迎し、

南スーダン共和国政府とスーダン人民解放運動（ＳＰＬＭ）反主流派が、二千十四年六月十日の第二十六回宣言に示された六十日以内に暫定政府を形成するための合意を達成できなかったことを強く非難し、

二千十四年八月二十五日のアジスアベバにおける第二十七回ＩＧＡＤ首脳級特別会合の宣言が、特に、これまでの当事者により署名された合意の度重なる違反を遺憾とし、交渉における包摂的かつ広範な基盤を有する取組の必要性を改めて表明し、南スーダンの人道状況の悪化に対する深刻な懸念を表明し、関係者に対し四十五日以内に国家統一暫定政府に関する合意について交渉し、完了するよう要請したことに留意し、

二千十四年十一月七日のアジスアベバにおける第二十八回ＩＧＡＤ首脳級特別会合の宣言が、特に、南スーダン政府と反対勢力が全ての敵対行為を無条件、完全かつ即時に終了させることを決意し、ＩＧＡＤ地域の国が地域内で資産凍結及び渡航禁止を実施するために集団的行動をとるよう招請し、南スーダン政府と反対勢力が敵対行為の停止に対するいかなる違反も行った場合は、武器、弾薬及び戦争で使用され得るその他の物品の供給を拒否し、ＡＵ　ＰＳＣ、国連安全保障理事会及び国際社会に対し、これらの措置の実施のために全ての可能な支援を提供するよう要請したことに留意し、

タンザニア連合共和国の後援の下で合意されたＳＰＬＭの再統合に関する二千十五年一月二十一日の合意及びアルーシャＳＰＬＭ再統合合意の第一段階の実施に関するＳＰＬＭ三者委員会の二千十五年二月十六日の宣言に留意し、

二千十四年十二月五日及び二千十五年一月二十九日のＡＵ　ＰＳＣ宣言が、特に、政治プロセスを妨げ二千十四年一月二十三日の敵対行為停止合意を損なう全ての当事者に対して制裁が課されることを強調したことに留意し、

ハルツームで一月十二日に開催されたＩＧＡＤ主導の南スーダン和平プロセス支援のための特別協議において、南スーダン共和国政府とＳＰＬＭ反主流派との間で合意された、中国の仲介による「五点計画」、すなわち、(i)全ての署名された合意の完全な実施を真摯に約束すること、(ii)早期の暫定政府の形成に向けて交渉を加速すること、(iii)紛争で被害を受けた地域における人道状況を緩和するための具体的な措置をとり、国際人道支援のアクセスを促進すること、(iv)南スーダンで活動する全ての国及び国際的組織の全ての人員及び資産の安全を確保すること、(v)ＩＧＡＤ主導の仲介努力に対して強い支持を提供し積極的に参加することを歓迎し、この点に関し、両当事者に対して直ちに五点計画を実施するよう強く要請し、

国連南スーダン共和国ミッション（ＵＮＭＩＳＳ）平和維持要員及び部隊及び警察要員貢献国が、外国人を含め、身体的な暴力の脅威にさらされている文民を保護し治安状況の安定化のために行動していることに対する深い謝意を表明し、

独立した公的な人権監視、捜査及び報告の全ての南スーダンのコミュニティ間に正義、説明責任、和解及び癒やしの基盤を築く上でのその有用な役割にとっての重要性を認識し、

二千十四年二月二十一日のＵＮＭＩＳＳ人権に関する中間報告及び二千十四年五月八日のＵＮＭＩＳＳ「南スーダンにおける紛争：人権報告」、並びに、二千十四年十二月十九日のＵＮＭＩＳＳ「特別報告：二千十四年十月二十九日ユニティ州ベンティウに対する攻撃」、二千十五年一月九日のＵＮＭＩＳＳ報告「ベンティウ及びボルにおける市民に対する攻撃」を関心を持って留意し、

二千十四年五月八日のＵＮＭＩＳＳ「南スーダンにおける紛争：人権報告」によれば、裁判によらない殺人、強姦及びその他の性的暴力、強制失踪、恣意的な拘禁を含む人道に対する犯罪が政府及び反対勢力の双方によって行われており、戦争犯罪が行われていると信じる合理的理由があることに重大な懸念を表明し、南スーダンにおいて不処罰を終わらせ、このような罪を犯した者に裁きを受けさせる緊急かつ不可避の必要性を強調し、

戦争犯罪及び人道に対する犯罪に責任を有する者に関し、国際的捜査及び適当と認められる場合には訴追が重要な役割を果たすことに留意しつつ、暫定的な議題の明確な要素としての説明責任、和解及び癒やしの重要性を強調し、

アフリカ連合調査委員会（ＡＵ　ＣＯＩ）が、南スーダンにおける国際人権法及び国際人道法の違反及び侵害を捜査し資料として記録する作業を認識し、その所見及び勧告を関心を持って期待し、その最終報告の可能な限り早期の公表を奨励し、南スーダンのための正義及び説明責任並びに癒やし及び和解を確保するためのアフリカ連合の更なる関与を歓迎し、